

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-074009-02-03

事業名	ダム管理運営費	事業番号	03	課係名	河川課 企画開発班	係番号	02
-----	---------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 2級河川に建設されたダム</p> <p>(2) 現状 2級河川の洪水による災害の防除、水質保全や生物の環境保全と、水道用水、工業用水、農業用水などの安定供給を図るためダムが建設されている。</p> <p>(3) 方法 ダムの維持管理等を行う</p> <p>(4) 目標 ダムの適正な維持管理により、2級河川の洪水による災害の防除、水質保全や生物の環境保全と、水道用水、工業用水、農業用水の供給など、ダムの機能を確保する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は適正に行わなければならない。また、河川の流水は、私権の目的となることができない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 河川法第10条により、2級河川の管理は、都道府県知事が行うことになっている。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">264,594</td> <td style="text-align: right;">312,114</td> <td style="text-align: right;">309,989</td> <td style="text-align: right;">271,839</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 河川総合開発事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	264,594	312,114	309,989	271,839	人工数	1.00	1.00	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	264,594	312,114	309,989	271,839												
人工数	1.00	1.00	1.00	1.00												
<p>2. 事業の必要性 本県の河川は、洪水による災害が頻繁に発生しており、その防御が必要である。また、渇水時には水道用水等の不足が深刻であり、これらを解消するため建設したダムを適正に維持管理する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和58年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) ダムの維持管理</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8-(1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 真栄里ダム、座間味ダム、倉敷ダム、金城ダム、我喜屋ダムにおける 1) ダムの放流設備等の点検、堤体観測、気象・水象データの収集、水質調査 2) ダムの挙動観測、貯水池周辺の巡視 3) ダム周辺の良好な環境の保全及び創出</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 真栄里ダム、座間味ダム、倉敷ダム、金城ダム、我喜屋ダムにおける 1) ダムの放流設備等の点検、堤体観測、気象・水象データの収集、水質調査 2) ダムの挙動観測、貯水池周辺の巡視 3) ダム周辺の良好な環境の保全及び創出</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) ダムの機能の維持及びダム周辺環境の保全</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか (成果指標) 真栄里ダム、座間味ダム、倉敷ダム、金城ダム、我喜屋ダムが (1) 安全で適正に利用でき、貯水池の水質保全が図られる。 (2) 平成17年度において、真栄里ダム1回、座間味ダム1回、倉敷ダム3回、金城ダム1回、我喜屋ダム1回の洪水調節が安全に実施された。 (3) ダム周辺の環境が良好な状態に保たれ、水と緑のある憩いの場として利用者が増加している。 (平成17年度倉敷ダムの年間利用者数約49万人)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 真栄里ダム、座間味ダム、倉敷ダム、金城ダム、我喜屋ダムが 1) 安全で適正に利用でき、貯水池の水質保全が図られる。 2) 大雨洪水時において洪水調節が安全に実施される。 3) ダム周辺の環境が良好な状態に保たれ、水と緑のある憩いの場として利用者が今後とも増加することが見込まれる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 河川課 企画開発班				
評価責任者	根路銘 恵一		担当者 金城 淳		
課番号	074009	係番号	02	電話番号	866-2404
作成年月日					

事務事業コード	2006-074009-02-03				
事務事業名	ダム管理運営費				
歳出事業コード(1)	360012001	事業区分	D1		
歳出事業名(1)	真栄里ダム管理運営費				
歳出事業コード(2)	360012002	事業区分	D1		
歳出事業名(2)	座間味ダム管理運営費				
歳出事業コード(3)	360012003	事業区分	D1		
歳出事業名(3)	金城ダム管理運営費				

分野別計画施策体系コード	主コード	110210	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	ダムの整備		
	再掲コード	110304	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	持続的発展を支える基盤づくり		
			施策	安定した水資源の確保		
	再掲コード	110201	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	上水道の整備		
	再掲コード		計画名			
政策目標						
施策						
再掲コード		計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		ダムの管理					
成果指標名又は成果の内容(A')		ダムの操作・貯水池管理・施設管理					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	基		4.00	4.00	5.00		5.00
成果指標A'	基		4.00	4.00	5.00		5.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C		264,594	312,114	309,989	271,839	
	人工数D		1.00	1.00	1.00	1.00	
	人件費E		6,630	6,440	6,440	6,420	
	合計C+E=F		271,224	318,554	316,429	278,259	

ダム建設の目的は、ダム及び貯水池を適切に運用・管理することによって達成できる。

1. 県民意識の把握		
(1) 県民満足度の度合い		判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。		
判定根拠	ダムの洪水調節により下流の洪水被害が軽減防止されているとともに、近年は一部の離島を除いて大きな濁水被害が発生しておらず、ダムの効果が発揮されている。 ダムの貯水池及びダム周辺の環境が良好な状態に保たれていることから、水とみどりのある憩いの場として利用者が多い。平成17年度における金城ダムの年間利用者数は約4万人、倉敷ダムは約49万人となっている。	
(2) 県民ニーズの動向		判定 A
(判定内容) A: 増加傾向		
判定根拠	ダムの洪水調節により下流の洪水被害が軽減防止されているとともに、近年は一部の離島を除いて大きな濁水被害が発生しておらず、ダムの効果が発揮されている。 ダムの貯水池及びダム周辺の環境が良好な状態に保たれていることから、水とみどりのある憩いの場として利用者が多く、この良好な状態を今後も維持することが望まれている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	ダム設置者として、ダムの操作、貯水池管理、施設管理等のダム管理を適切に行う義務があり、他県も同様にダム管理を行っており、他県なみである。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	河川法第10条により、二級河川の管理は都道府県知事が行うことになっている。ただし、ダム操作以外の貯水池及び周辺環境保全対策業務や、放流設備、管理設備等の施設管理の保守点検整備業務は、管理開始直後から民間委託して実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	沖縄振興特別措置法第107条により、知事管理である二級河川であっても指定区間においては、国土交通大臣が改良工事、維持又は修繕を行うことができることになっている。また、河川法施行令第10条の5において、ダムに関する河川工事又はダムの維持若しくは操作は市町村長の施行することのできない工事等となっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	河川法第10条により、二級河川の管理は都道府県知事が行うことになっている。ただし、ダム操作以外の貯水池及び周辺環境保全対策業務や、放流設備、管理設備等の施設管理の保守点検整備業務は、管理開始直後から民間委託して実施している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	ダム管理は、それぞれのダムが有する目的を達するよう、貯水池の貯留機能を確実に発揮させ、貯水状況を適切に管理することである。ダム管理は、貯水状況を制御する「操作」、貯水機能を確保する「貯水池管理」及び確実な操作と貯水池管理を可能とする「施設管理」から構成されており、類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	ダム管理は、ダムが河川や流域に及ぼす影響が大きいため、ダム自体の安全性や操作に伴う下流河川の安全性などを十分配慮したものとすることが必要である。このため、あらかじめ操作規則等を定め、それらに厳格に従ったダム管理を行う必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	ダムによる洪水調節により、下流河川の洪水被害が軽減・回避されている。また、渇水被害の軽減・回避も図られている。ダム貯水池の水質対策やダム周辺の植栽管理等の環境保全対策を実施することにより、貯水池及びダム周辺の水と緑豊かな環境が保全されている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	ダムによる洪水防御区域では、新たな新たな宅地開発等が進み資産価値が増大しており、ダムによる便益（成果）が上昇している。ダム貯水池の水質対策やダム周辺の植栽管理等の環境保全対策を実施することにより、貯水池及びダム周辺の水と緑豊かな環境が保全されていることから、良好な景観が保持され、ダムを利用する住民が多い。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		判定 A 1
判定根拠	ダムの挙動観測や貯水池の巡視によりダム及び貯水池が安全に供用されている。ダム放流設備や管理設備の保守点検整備が適切に行われていることから、洪水調節や利水効果が継続して発揮されている。ダム貯水池及びダム周辺の良好な環境の保全及び創出がなされている。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	河川法施行令第10条の5により、ダムに関する河川工事又はダムの維持若しくは操作は、市町村長の施行することができない工事等となっており、県で実施する必要がある。	

10. O A化の可能性		判定 D
(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。		
判定根拠	ダム管理において必要となる情報の収集入力、演算、表示・記録、取水放流設備の操作及び関係機関への情報伝達は、「ダム管理用制御処理装置」により対応している。しかしながら、ダム及び貯水池や下流河川の巡視や警報、及びダム及び貯水池の安全性の判断は管理要員が行わなければならない。	

11. 判定結果			
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
	10	2		1	

12. 所管課の総合評価		総合評価
(評価区分) : B. 現状維持		評価区分 B 具体的方向性 2
(具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。		
判定根拠	ダムは、洪水の一部を一時的に貯留し下流の洪水流量を減らすことにより洪水被害を軽減防止する洪水調節と、河川の流量の多いときの河川水の一部を貯留することによる都市用水、水道用水などの新たな開発、河川が本来持つ流水の正常な機能の維持に必要な流量の安定補給を行うなどのために設置されている。ダム管理は、それぞれのダムが有するこれらの目的を達するよう、貯水池の貯留機能を確実に発揮させ、貯水状況を適切に管理することである。このため、あらかじめ操作規則等に厳格に従ったダム管理を行う必要がある。	